共通入札公告(条件付き一般競争入札・役務調達・事後審査方式)

和歌山県が公告する役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の個別公告に規定する項目のほか、各入札公告に共通の事項を次のとおりとする。

入札に参加する者に必要な資格に関する事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（令和7年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている者を除く。

和歌山県物品の購入、役務の提供等の契約に係る競争入札参加者の資格に関する要綱（令和5年和歌山県告示第1000号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が、個別公告に記載の種目であること。
また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和8年1月1日以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「 業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。
なお、コンソーシアムでの入札を認めるものについては、各構成員の業務種目を合わせると、コンソーシアムとして業務種目のすべてを満たしていること。

入札参加手続等に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加した者（落札候補者になった者に限る。）は、原則として、落札候補者となった日の翌日から起算して2日（県の休日除く）以内の日の午前9時00分から午後5時30分までの間に、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

入札参加資格確認申請書類とは次に掲げるものとする。
１．入札参加資格確認申請書
２．基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件、及び個別公告で示した条件を満たした者であることを証する以下の書類。

人材要件

(1)資格者証等の写し
(2)常勤が確認できる書類の写し（原則として次のいずれか）
(ア)住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
(イ)健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届
(ウ)社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）
(エ)雇用保険に加入できない者その他(ア)～(ウ)の書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

実績要件

当該入札公告日から過去5年間に契約した同種（同種同規模）の業務を適正に履行（完了）したことが確認できる書類
・契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書、履行（完了）証明書の写し等

なお、コンソーシアムでの入札を認めるものについては、構成員のいずれかがその担当する業務種目について要件を満たしている者であり、かつ、それらの要件の具備を合わせると、コンソーシアムとして要件のすべてを満たしていること。

入札参加資格確認申請の提出について

電子メールで事後審査を受ける場合、電子メールの表題には、当該調達業務の名称に係る事後審査書類であることが判明できる内容を記載すること。また、電子メールの本文には、申請者の氏名、住所等を表記の上、入札参加資格確認申請書類を添付していることを明記し、必着させること。

郵送で事後審査を受ける場合、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して、簡易書留等配達記録の残る方法（以下「郵便等」という。）により、必着させること。

注意事項

審査内容に関する必要な確認等を行う場合があるため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合、その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となるので注意すること。

再提出は、迅速に行うものとする。なお、受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。

申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。

申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。
(ｱ) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。
(ｲ) 数字は、すべて算用数字とすること。
(ｳ) 申請書の記入等には、黒（青）の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。
(ｴ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。

申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。

申請書類は、返却しない。

認定通知等について

申請者には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により、通知するものとする。

「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

不適格認定の理由について説明を求めた者に対する回答は、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

質問に関する事項

仕様書のほか、この入札に関する事項について質問がある者は、個別公告で示された日時までに、実施機関に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

質問に対しては、原則として個別公告で示した日時までに、書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、入札情報システムへの掲載の方法及び問合せ先での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、問合せ先の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

入札等に関する事項

入札書等の提出について

入札書等は、所定の入札書に入札する事項を記入し、電子入札システム又は郵送により提出すること。

提出期間外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は、認めないものとする。

入札書等の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。

落札者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、端数金額を切り捨てるものとする。以下「契約希望金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
なお、入札者は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もるものとする。

郵送により入札する場合には、入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示した封筒に入札書を入れ密封すること。また、入札書を入れた封筒は外封筒に入れ、郵便等により個別公告で示された日時までに、入札書提出先へ必着させること。

入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに以下に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等、入札時点で入札に参加する者に必要な資格の要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

(１) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
(２) 委任されていない代理人のした入札
(３) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
(４) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
(５) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
(６) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
(７) 電子入札システムにより提出したものを除き、記名押印を欠いた入札書による入札
(８) 入札金額を訂正した入札書による入札
(９) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
(10) その他入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定に関する事項

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最も低い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。なお、落札方式が最高価格の場合は最も高い価格をもって有効な入札をした者を落札候補者とする。

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札候補者を決定するものとする。

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。

再度の入札を行う場合において、郵送による入札を行った者は、第2回以降の入札には参加できないものとする。

落札候補者は、入札参加資格の審査により入札参加資格要件の適格認定を受けたときに落札者となる。

落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったときは、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめることができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

その他入札の執行については、入札執行者が決定する。

入札結果の公表は、入札情報システムに掲載すると共に、実施機関において閲覧により公表するものとする。

入札・契約保証金に関する事項

入札保証金に関する事項

入札保証金は、財務規則第87条第4号の規定により免除する。

契約保証金に関する事項

契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額を納付しなければならない。

契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

その他

この入札公告と、個別の入札公告に相違がある場合は、個別の入札公告を優先するものとする。

この案件に関する必要な予算が成立しない場合には、当該入札は無効とする。なお、当該予算についての和歌山県議会の審議状況に応じて、当該入札を中止し、延期し、又は必要な変更を行うことがある。

道路運送法第9条の2第1項に基づき国土交通大臣に届け出た運賃を基に適正な積算が求められている案件にあっては、落札決定後誓約書を実施機関に提出すること。誓約書の提出がない場合は、契約辞退として取り扱うこととする。

この共通入札公告及び個別入札公告における用語の定義

「入札情報システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県物品・役務電子調達システムの「入札情報」をいう。

「電子入札システム」とは、和歌山県が設置する和歌山県物品・役務電子調達システムの「電子入札」をいう。

「休日等」とは、和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項第1号及び第2号に規定する県の休日をいう。